



新潟県



発行 新潟県

号外 1

令和 4 年10月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

48 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(行政改革課)

告 示

1096 道路の区域変更(道路管理課)

1097 道路の供用開始(道路管理課)

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第48号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。</p> <p>(1) 村上地域振興局 健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課～ダム管理課 (略) <u>災害復旧課</u></p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課～用地課 (略) 維持管理課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項 <u>(災害復旧課の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(3) (略) 道路課 (略) 治水・港湾課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課及び災害復旧課の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u> ダム管理課 (略) <u>災害復旧課</u> <u>令和4年災害の災害復旧工事の執行に関する事</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。</p> <p>(1) 村上地域振興局 健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課～ダム管理課 (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課～用地課 (略) 維持管理課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項</p> <p>(3) (略) 道路課 (略) 治水・港湾課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項</u></p> <p><u>(7) (略)</u> ダム管理課 (略)</p>

項

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)
地域整備部
庶務課～計画調整課 (略)
維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項

(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項

(3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事の執行に関する事項

道路課～ダム管理課 (略)

3 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農業振興部 (略)
地域整備部
総務課～用地課 (略)
維持管理課

第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課～計画調整課 (略)
維持管理課

第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路・都市整備課～建築課 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)
地域整備部
総務課～用地課 (略)
維持管理課

第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課～計画調整課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)
地域整備部
庶務課～計画調整課 (略)
維持管理課

前項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

3 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農業振興部 (略)
地域整備部
総務課～用地課 (略)
維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課～計画調整課 (略)
維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路・都市整備課～建築課 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)
地域整備部
総務課～用地課 (略)
維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課～計画調整課 (略)

<p>維持管理課 第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～建築課 (略)</p> <p>8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農業振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課 第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課・治水課 (略)</p> <p>9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農業振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課 第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～ダム管理課 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部～農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部 庶務課～計画調整課 (略)</p> <p>維持管理課 第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～都市整備課 (略)</p> <p>11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課 第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～河川・砂防課 (略)</p> <p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)</p> <p>地域整備部</p>	<p>維持管理課 第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～建築課 (略)</p> <p>8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農業振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課 第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課・治水課 (略)</p> <p>9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農業振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課 第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～ダム管理課 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部～農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部 庶務課～計画調整課 (略)</p> <p>維持管理課 第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～都市整備課 (略)</p> <p>11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課 第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～河川・砂防課 (略)</p> <p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)</p> <p>地域整備部</p>
--	--

<p>総務課～用地課 (略) 維持管理課</p> <p>第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～県民サービスセンター (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>庶務課・用地課 (略) 維持管理課</p> <p>第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>工務課・ダム管理課 (略)</p> <p>15～26 (略)</p> <p>(地域振興局の副部長等)</p> <p>第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。</p> <p><u>村上地域振興局</u> (略)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域整備部 (略)</td> <td>副部長(技術担当)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>副部長(災害復旧担当)</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>上越地域振興局 (略)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域整備部 (略)</td> <td>副部長(技術担当)</td> </tr> </table> <p><u>糸魚川地域振興局</u> <u>健康福祉部</u> 副部長</p> <table border="0"> <tr> <td><u>農林振興部</u></td> <td>副部長(総務担当)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>副部長(農業振興担当)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>副部長(農村振興担当)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>副部長(森林・林業担当)</u></td> </tr> <tr> <td><u>地域整備部</u></td> <td><u>副部長(総務担当)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>副部長(技術担当)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2～6 (略)</p>	地域整備部 (略)	副部長(技術担当)		<u>副部長(災害復旧担当)</u>	地域整備部 (略)	副部長(技術担当)	<u>農林振興部</u>	副部長(総務担当)		<u>副部長(農業振興担当)</u>		<u>副部長(農村振興担当)</u>		<u>副部長(森林・林業担当)</u>	<u>地域整備部</u>	<u>副部長(総務担当)</u>		副部長(技術担当)	<p>総務課～用地課 (略) 維持管理課</p> <p>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～県民サービスセンター (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>庶務課・用地課 (略) 維持管理課</p> <p>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>工務課・ダム管理課 (略)</p> <p>15～26 (略)</p> <p>(地域振興局の副部長等)</p> <p>第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。</p> <p><u>村上及び糸魚川の各地域振興局</u> (略)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域整備部 (略)</td> <td>副部長(技術担当)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>上越地域振興局 (略)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域整備部 (略)</td> <td>副部長(技術担当)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2～6 (略)</p>	地域整備部 (略)	副部長(技術担当)	地域整備部 (略)	副部長(技術担当)
地域整備部 (略)	副部長(技術担当)																						
	<u>副部長(災害復旧担当)</u>																						
地域整備部 (略)	副部長(技術担当)																						
<u>農林振興部</u>	副部長(総務担当)																						
	<u>副部長(農業振興担当)</u>																						
	<u>副部長(農村振興担当)</u>																						
	<u>副部長(森林・林業担当)</u>																						
<u>地域整備部</u>	<u>副部長(総務担当)</u>																						
	副部長(技術担当)																						
地域整備部 (略)	副部長(技術担当)																						
地域整備部 (略)	副部長(技術担当)																						

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年10月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市岩谷口497番7から	新	11.5～54.2メートル	224.8メートル
同市岩谷口499番7まで	旧	4.8～41.2メートル	235.2メートル

◎新潟県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年10月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市岩谷口497番7から同市岩谷口499番7まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月31日